

令和7年9月定例会 文教厚生委員会（付託）

令和7年9月29日（月）

[委員会の概要 教育委員会関係]

出席委員

委員長 東条 恭子  
副委員長 山西 国朗  
委員 大塚 明廣  
委員 元木 章生  
委員 井川 龍二  
委員 竹内 義了  
委員 浪越 憲一  
委員 岡 佑樹  
委員 曽根 大志

委員外議員

議員 井下 泰憲

議会事務局

議事課副課長 山田久美子  
議事課課長補佐 一宮 ルミ  
議事課主任 鷹取 加奈

説明者職氏名

[教育委員会]

教育長	中川 齊史
副教育長	松本 光裕
次長（幼小中学校担当）	海老名正規
次長（高校・特別支援学校担当）	眞相 秀也
教育政策課長	地面 浩
教育政策課コンプライアンス推進室長	田上 裕之
教育DX推進課長	戎 弘人
施設整備課長	大和 研二
教育創生課長	青木 秀夫
教職員課長	井利元裕哉
福利厚生課長	藤本 泰史
義務教育課長	長谷 彰彦
高校教育課長	金岡由岐子
特別支援教育課長	中山 登
人権教育課長	森本 雅仁

いじめ・不登校対策課長	福多 博史
体育健康安全課長	國方 正一
体育健康安全課防災・健康食育推進幹	月本 直樹
生涯学習課長	新開 弓子
総合教育センター所長	板東 潤

---

### 【報告事項】

- 徳島県立鳴門渦潮高等学校における食中毒の発生について（資料1）
  - 第1回徳島県特別支援学校の教育環境に関する検討会議の概要について（資料2）
- 

東条恭子委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（11時05分）

これより教育委員会関係の審査を行います。

教育委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところでありますが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

中川教育長

教育委員会関係の報告事項の御説明に先立ち、1点御報告申し上げます。

去る5月27日、公立小学校の20代講師が女性に対する不同意わいせつ容疑で逮捕され、その後も、別の女性に対する不同意わいせつ容疑で再逮捕、起訴されるという事案が発生いたしました。

このことを受け、県教育委員会といたしましては、当該講師に対し、9月25日付けで懲戒免職の処分を行いました。

この度、このような県民の皆様からの信頼を大きく損なう事案が発生したことを、大変重く受け止めております。誠に申し訳ございませんでした。

県教育委員会といたしましては、不祥事の根絶及び教育の信頼回復に向け、これまで以上に服務規律の徹底を図ってまいります。

続きまして、教育委員会に関する事項について、2点御報告させていただきます。

1点目は、徳島県立鳴門渦潮高等学校における食中毒の発生についてでございます。

お手元の資料1を御覧ください。

去る9月16日15時頃、鳴門渦潮高等学校職員から県教育委員会と徳島保健所に、寮生36名に食中毒疑いがあるとの連絡がありました。

徳島保健所の検査の結果、20日に同校食堂で提供された食事に起因する食中毒であることが判明しました。

当該施設で喫食した寮生72名のうち36名に、下痢、腹痛等の症状が見られましたが、その後回復に向かい、翌17日には全員登校しております。

保健所は、原因食品を、連休中の9月13日から15日に食堂で調理、提供した食事とし、ウエルシュ菌による食中毒と断定しました。また、営業者に対し、9月20日から23日までの4日間、当該施設における営業停止処分を実施しました。

今回の食中毒発生を受け、鳴門渦潮高等学校では9月16日夕食から食堂を自主休業し、

保健所の指示による清掃、消毒を実施しております。

9月27日には、保護者への説明会を開催し、今後の改善策について説明を行っております。

県教育委員会においては、各県立学校に対し、食中毒の予防に向けた対応の徹底を指示したところであり、今後も、生徒に対する安全・安心な食事の提供に努めてまいります。

2点目は、第1回徳島県特別支援学校の教育環境に関する検討会議の概要についてでございます。

資料2をお願いいたします。

去る9月2日に開催いたしました第1回会議では、事務局から徳島県立特別支援学校の現状と課題についての説明を行った後、三つの検討事項について協議いただきました。

5、各委員からの主な御意見でございますが、一つ目の検討事項、特別な支援を必要とする児童生徒の今後の人数予測に関しましては、②療育手帳の取得者数の推移と特別支援学校在籍児童生徒数の推移の相関関係についても分析が必要などの御意見を頂きました。

2ページに移りまして、二つ目の検討事項、次世代の特別支援教育の担い手となる人材の育成と確保に関しましては、人材の育成の観点では、①教員の高い専門性を大事にし、校内でいかに共有していくかが重要、また、人材の確保の観点では、④交流の機会を生かし、特別支援学校の取組を見ていただくことは、新たな教育者を発掘、育成することにつながっていくのではないかなどの御意見を頂きました。

さらに、三つ目の検討事項、特別支援学校に在籍する児童生徒が、可能な限り地域の中で共に学ぶ教育の実現に関しましては、②地域の方々に足を運んでもらえる学校づくりはすごく大事などの御意見を頂きました。

本会議は、今後、年度内に3回開催することとしており、年度末には各委員の御意見を取りまとめの上、提出いただく予定といたしております。

なお、資料3ページからは会議資料を一部抜粋したものを参考として添付しております。報告は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

東条恭子委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

井川龍二委員

冒頭、教育長からお話がありました、市内の小学校男性講師がわいせつ行為を働いたということですが、もう少し内容を教えていただきたいと思います。

最近、県外ですが、SNSを使って教員がグループで盗撮した画像などを共有したという話もありますし、全国的にそういう流れになっているように思うのです。私ら昭和生まれの人間にしたら、警察とか先生とかを信じられないで、何を信じて生きていくのかと思います。

先ほど山西副委員長も話をしておりましたが、信頼回復に向けて教育委員会がどのような

に再発防止に取り組んでいくのかお聞かせいただきたいと思います。

### 井利元教職員課長

小学校男性講師がわいせつ行為により懲戒免職処分となった事案についての御質問ですが、初めに児童生徒、保護者、県民の皆様の本県学校教育に対する信頼を著しく失墜させる事態となっておりますことは誠に遺憾であり、改めて深くお詫び申し上げます。

本事案は既に報道されておりますとおり、令和7年5月27日、徳島市国府小学校の20代男性講師が不同意わいせつの容疑で逮捕、6月17日に起訴され、さらに6月18日に別件により不同意わいせつ容疑で再逮捕され、7月8日に追起訴されたものです。

さきの逮捕、起訴容疑の概要は、当該男性講師が令和7年2月28日、徳島市内の路上において成人女性に抱き付く、胸を触るなどのわいせつ行為をしたとの疑いです。

再逮捕、追起訴の容疑の概要は、当該男性講師が令和7年2月4日、徳島市内の集合住宅の入り口において、成人女性に抱き付き下半身を触るなどのわいせつな行為をしたとの疑いです。

現在、裁判中ではございますが、当該講師はその後の県教育委員会の聞き取りにおいて、犯罪事実を全面的に認めているところでございます。

当該講師の行為は、児童生徒を教え導く教員としてあるまじき行為であり、断じて許されるものではなく、この度、9月25日付けで懲戒免職処分といたしました。

再発防止及び信頼回復のための取組についての御質問ですが、当該講師が逮捕された翌日の5月28日には、県内全ての市町村教育長及び県立学校長宛てに、教職員の服務規律の確保について通知を発出するとともに、緊急市町村教育長会議を開き、また6月6日には県立校長会において、教職員一丸となって服務規律の確保と不祥事を絶対に許さない職場づくりの推進に向けて、研修の実施や相談体制の整備など、徹底した取組を依頼したところでございます。

さらに、全国で盗撮行為等の児童生徒性暴力等の事案が頻発していることを受けまして、7月16日に、改めて県内全ての市町村教育長及び公立学校長宛てに、児童生徒性暴力等の防止等に関する教職員の服務規律の確保の徹底について通知を発出し、研修等の実施、未然防止の取組、相談体制の整備、周知を徹底し、服務規律の確保と児童生徒性暴力等を絶対に許さない組織体制づくりの強力な推進を依頼いたしました。

その際、各校での取組が実効性の高いものとなるよう、具体的な研修資料や未然防止の方策、児童生徒向けの相談窓口一覧を、通知と併せて各校へ連絡、送付いたしました。

今後も引き続き、時宜を得た定期的、継続的な教職員研修等の実施を通じて、教職員のコンプライアンス意識を常に更新、醸成することで、服務規律の確保及び再発防止を徹底し、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

### 井川龍二委員

先ほども言っていた、雇う前に前科的なものがあればいろいろ調べようもあって分かるのですが、今まで何もない方が、ぱっとそういう出来心で起こしてしまったことに対して、教育委員会がどのようにできるかというと、なかなか厳しいところがあるかも分かりませ

ん。昔の人間だから言わせてもらいますけど、先生というのは見本というところがあると思いますので、これから二度とないようぐれぐれも目を光らせていただきたいと思います。

あと、徳島県高等学校PTA連合会（高P連）の話をさせていただきます。私もう何回も前の委員会から言っている問題ですが、高P連のいろいろな不祥事がありました。

今、どのように捜査が進んでいるのかお聞かせいただきたいと思います。

#### 新開生涯学習課長

ただいま井川委員より、高P連の使途不明金事案の、その後の捜査状況ということで御質問を頂きました。

昨年の11月に前会長による着服が判明したことを受け、高P連では団体内部で必要な調査を行いました、本年1月末に警察に被害届を提出いたしました。

被害届が受理されました後、警察におきまして捜査が続けられているようでございまして、高P連としては、その状況を見守っているところと聞いております。

#### 井川龍二委員

警察が見てているのでしょうか、現実、使い込んだ金は返ってきているのかどうなのか、行く行くは逮捕されるのかどうかとか、この辺についても分かったら教えていただきたい。

#### 新開生涯学習課長

ただいま、前会長から返済があるのかという御質問と、その後の捜査の結果、最終的にどうするつもりなのかという御質問を頂きました。

まず返済につきましては、高P連からは、これまでの間にも、前会長より部分的に返済を受けているということで、必要な対応を行っているところと聞いております。

その後の捜査の結果につきましては、捜査機関で一連の流れで進められることから、高P連といましましては、その状況を注視しているということでございますが、今後も状況に応じ、被害回復への適切な対応が図られるものと考えております。

#### 井川龍二委員

返済はあるということなんでしょうけど、なかなか、使い込んだ金を返済するのは何十年掛かるのですかね。大変なことだと思うし、どこかで見切りを付けるべきというか、はっきりさせたほうがいいんじゃないかなと思います。

私はもうPTAを卒業した身分ですが、現在高校に行っている親御さん、保護者の皆さん、ものすごく不安を感じたと思うのですけれども、今の高P連の状況を教えていただきたいと思います。

#### 新開生涯学習課長

高P連の現在の活動状況について御質問を頂きました。

本年6月の総会におきまして、新たな体制でのスタートが決定しまして、事業規模の縮小や事務局運営の効率化など、経費節減に努めながら活動を継続しているところでござい

ます。

厳しい状況での団体運営ではございますが、今年度予定する事業につきましては実行されておりますとともに、役員会を中心に現状の確認ですとか、今後の活動に対する意見交換を重ねていると聞いております。

また、会計管理につきましても、組織的な事務処理体制を図られたり、毎月の出資状況確認の徹底を図られたりと、適正化に向けた取組を進められていると聞いております。

### 井川龍二委員

先ほどの性犯罪の件もあるそうですが、今のこのPTAのお話をするたびに、高P連等には県からの補助金等はいっていないということですが、高P連は先生方の貴重なお金、PTA会費も扱っていると思います。

管理体制というか、別の機関だから関係ないというのではなく、県教育委員会がくれぐれも目を光らせいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

### 岡佑樹委員

先ほど、井川委員から性犯罪の話が出ました。

毎回、毎回、性犯罪以外についても何か問題が起こったときには、急きょ市町村教育長会議を開き、そこに何か通達を発出し、そこでまた、こういうことが二度と起こらないような徹底した研修内容を考えて、定期的にそれを徹底して職員の意識向上をしていくというのは、何回も聞いたのです。難しいことは分かっていますけれども、同じことをしても余り意味がないと思います。

井川委員もおっしゃっていたように、一人一人の意識ですから、非常に難しいです。難しいので、本当に実効性があるようなことを考えるのであれば、もっと抜本的に考え直す必要があると思います。僕も口で言うだけで、こうしたらいいというものがあるわけではないのですが、それぐらい難しい問題なので、余り軽く考えずに、どうしたら本当に実効性があるのかということをもう一回考えたほうがいいと思います。

今までずっと研修もされているでしょう。その内容が、何かが起こったときにがらっと変わるかといったら、変わっていないと思うのです。

それだったら、内容自体の見直しだったりを、しっかりと時間を掛けてやっていただきたいと要請しておきたい。

それと、こういう形で、例えば記事になる、逮捕されるという事案だったら、ほかの人にも周知されるし分かりますけど、それにしてこないようなことが学校の中で行われていたりとかを私もよく聞きます。

そのことに対して、もっと注意を払っていただきたい。具体事例をここで言うつもりはないのですけど、近年になって特によく聞きます。ここだけではなくて、小学校や中学校でも、学校の中で対応しているけど、おかしいという話をよく聞くんです。お話をさせていただいている。

先ほど山西副委員長がおっしゃっていたDBというシステムも当然必要なものだと思うのですけど、そこにしてこないものが恐らく3倍、4倍、5倍とありますので、そこに対して、もっと神経を使って対応していただくよう対処策を考えていきたい。

学校として、きちんと保護者の方とか生徒と向き合って、きちんと対応して解決策を導いていただけるようなことを考えてください。

困っている生徒さんは本当にたくさんいらっしゃいます。そのことは、それこそ市町村であったり、教育委員会で共有していただきたい。いっぱいあります。表に出てきていない、水面下でいろんな話をしていることがいっぱいありますから。そこはもっと注目をしてくださいと要請しておきます。

多分具体的な返事は何もないのでしょうかけど、もう1点だけ。学区撤廃に向けての徳島県公立高等学校の在り方検討会議（公立高校在り方検討会議）についてですが、全体のスケジュールと今どこまで進んでいるのかをざっくりでいいので教えていただけますか。

### 青木教育創生課長

ただいま岡委員より、公立高校在り方検討会議の進捗状況、今後のスケジュール等について御質問を頂きました。

昨年度の通学区域制に関する有識者会議の提言を引き継ぐ形で、この7月に公立高校在り方検討会議を立ち上げまして、7月30日に第1回の会議を開催いたしました。この委員会においても、事前委員会で開催状況について御報告させていただいたところでございます。

今後のスケジュールでございますが、今のところ、今年度に4回、来年度に4回開催し、計8回程度開催する予定にしておりまして、来年度、最終的な提言の取りまとめいただく予定しております。

### 岡佑樹委員

8回開催されるということで、1回目の概要の資料を見せていただきました。

おっしゃるとおりと思いますけれども、これを具体的に落とし込んでいくのは、地域でも差がありますし、非常に難しいと思います。

それがあつて、試験自体は令和11年度の試験から適用される。今が令和7年度。令和8年度内には一応の方向性が出るということです。方向性が出た後で、恐らく学校に対して、こういうことをやっていきましょうというものを見せて、やっていくということです。

時間的に、令和9年度と令和10年度、この2年間丸々は取れませんから、結論が出た後の1年か1年半の間に、ここで言っているようなことを全部していかなければならない。

それに加えて、例えば学区制が無くなつた場合、私が懸念していることは、できたら本会議でも言いたかったのですけど時間がなかつたので質問できませんでしたが、何回も担当の方と話もしたし全体の話を聞いていると、恐らくですけど、学区外といわれていた方々の徳島市内の学校へ來たいという意識が非常に強い。

となると、徳島市内に住んでいた子らは、元々学区外といわれていたところの学校へ行かされると言つたらあれですけれども、自分が望む、望まないにかかわらず、そういう学校に行く可能性が出てくる。

これは子供たちにとっても、さあどういうことになるんだろうと思ひますし、親御さんに対しても、経済的な負担であつたりとか、例えば送り迎えするにしても、その負担が出てきます。

そういうことに対して、令和11年度の入試からこうしますと方針を決めて、県として、どういう対応をしていくのかとか、寮を造るのかとか、どれぐらいの距離だったら経費が出るのかとか、細かい詰めもいろいろ出てくるわけです。

そういうところまで話をするのかどうかと言われると、公立高校の在り方についてなので、ここの中では恐らくされないと思うのです。

だけど、並行してそういう問題がある中で、あと3年半ぐらいのうちに、その問題を全部解決して、入試の1年前ぐらいには全ての方針を出しておかないと、親御さんにとっても判断できないのです。

方針が決定してから、恐らく実質1年から1年半もないぐらいの時間で、何もかも作っていかなければならない。非常に難しいと思うのですけれども、おたくの学校で考えてよ、おたくの地域の人と連携してやってよと、後は現場に投げるわけでしょう。無責任過ぎませんかと思うのですけど。

どのような形で、そのスケジュールで大丈夫だと本当に考えていらっしゃるのか。たった8回でしょう。具体的な内容が煮詰まるのでしょうか。具体的な内容を作ったところで、それが全部の学校に適用されるわけではないですよね。だって、学校ごとに特色ある教育をすると言っているですから、学校ごとに考えるものなんです。うちの学校はこうしたい、うちの学校はこういう方向でいきたい。はっきり言って、そういうことに対して、見てこないのです。

いつ学区撤廃しますと決まっていますけど、間が何も分からない。恐らく今聞いても分からぬのでしょう。これから議論していくて、令和8年度内には、大体の方向性を出しますなのでしょうけど。

どういうスケジュール感で考えているのでしょうか。意見として、新しい学科とかを作ると書いてあります。

そんな簡単にできるのか、どうやって周知するのかというところをどう考えていらっしゃるのか、お考えがあればお伺いしたい。

### 青木教育創生課長

学区撤廃を見据えた形で、今後どのように公立高校の在り方を含めて検討し、実行していくのかという御質問を頂きました。

委員おっしゃるとおり、今回、公立高校の在り方ということで、本当に幅広いテーマで議論をしておりますので、時間が掛かるものも当然あると思います。

その一方で、令和11年度入試に向けて考えいかなければならぬ課題もございますので、例えば入試制度の改善については、現在も部会を立ち上げて議論を進めているところでございます。

こちらは令和11年度入試を見据えて検討を行っておりますが、その在り方という広いテーマでございますので、できることから取り掛かっていきたいと考えております。時間的には長く掛けて進めるものもあれば、学区撤廃を見据えて取り組むべきものもあるという考え方で進めているところでございます。

### 岡佑樹委員

細かいことを聞いてもどうせ返事が返ってこないと思うので。今までの政策はほとんどそうですから。本会議でも私は言ったかもしれませんけど、ほとんどの政策が、これをやります、ここまでにやりますと決めて、間はこれから考えますです。

子供たちの将来が懸かってくることなんです。家族としてもいろんなことを考えなければいけないわけです。どこどこに行って、先のことも考えてと。長い時間が掛かります。掛かるのです、教育のことは難しいですから。

概要版を見たら、ものすごく良いことを書いてます。おっしゃるとおりと思いますけど、具体的に落とし込んでいかなくてはいけないのでしょう。それが学校の特色になって、この学校のこの学科で学びたいとか、ここの学校のこういうところが好きだから、ここに行きたいというものができたら、自然と学区が撤廃されていくと思うのです。やるんだつたら先にそちらでしょう。

地域で拠点校みたいなのをつくってと、国からも方針が出ています。まず、それをしておいて、どうしても徳島市内の高校に行きたいという子は、学区制の枠はあるけど、どうぞ来てくださいという方策でもとて、その間に学校の特色化を学校ごとに考えてくださいと。それであっても問題はあるのです。校長先生が変わるのであれば、未来永劫その校長先生ではないですから。

校長が変わったら、また方針が変わるのが。その辺だってきちんと整理していかないと、せっかく校長先生が思いを持ってきても、元々うちの学校はこういうようなポリシーでやっていますからと、この枠から動かさないでください、生徒がこれで来ていますのでと言わいたら、誰が決めるのですかという話になるのです。地域の人が入ってって、地域の誰が入るんですか。

簡単に地域との連携と言いますが、地域の誰と連携するのですか。どこと連携するのですか。それも大きい問題です。どういうふうに誰と連携して、どういうふうな方向で決めていくのか。1年でできますか。発表して、生徒の皆様方とか、親御さんに見てもらわないといけないのです。

簡単に言っていますけど、8回ぐらい議論しただけでは、多分決着が付かないです。それが学校へ落とし込まれるわけでしょう。学校で話しをしなさいでしょう。

それから1年以内ぐらいには、学科を設定するなり何なりと募集のためにしなくてはいけないわけです。少し甘く考え過ぎではないですか。

ここでの意見でも出ていますけど、恐らく、県外の私学とか通信制の高校に流れる子がいっぱい出でます。中途半端な、いい加減な形でやつたら。これから先考えますと言つても、考えているうちに、どんどんそっちに人が流出していきます。

そういうことを考えて、こんなことを発言して進めるのかということなんです。学区を撤廃するのは簡単です。学区を撤廃しますと言うことはできます。8回会議をしました、方針はこんなのです。恐らく大体の方針は決まっているのでしょう。そんなめちゃくちゃなことはしません。

やり方自体を少し考えたらどうですか。8回で、部会があるからというけど、そんな簡単に決まるものではないです。

責任があるんです。その後混乱したら、どうしますか。言っているだけでも、いろんな混乱が出てきます。それに対して、きちんと答えられるようになってから出してきてくれ

なんです。いろんなところで、毎回言っていますけど。これから議論します、これから考えますと、だけど事は進んでいます、期限はここですって。こんな姿を子供らが見て、こういうやり方でいいのかと思われたら困るので。

だから今後は、きちんと報告を逐一していただきたい。これについてどういう進捗状況になっているのか。いろんなことに対して、非常に懸念を持っています。

長期間で考えていかないといけないことですので、それはそれで教育の問題としてあるでしょうけど。入試制度を少しいじったからって事が済むわけでないです。そのことも、きちんと頭に入れておいていただきたい。

本気で毎日でも議論しないと、恐らく結論が出ません。それを地域に落としたら、いろんな人にいろんな意見があるのですから、もっとややこしいことになります。地域の人とは、誰をピックアップしていきますか。コーディネーターさんが全部の地域でうまいことやれるのですか。コーディネーターさんはどこから連れてくるのですか。

ざっくりと総括的なことを書かれても、はっきり言って議論ができない。期限だけ決めて進めることは非常に危険ですということを、はっきりと申し上げておきます。言ってしまいましたからね。

このことに対しては注視していきたいですし、より細かい報告を逐一していただきたいと要請して終わりります。

#### 大塚明廣委員

子供のスマートフォンの使用時間について、制限する自治体が出ております。

スマートフォンは非常に便利ですけれども、使い過ぎによっての健康被害がよく言われていますが、これについてお伺いしたいと思います。

#### 月本防災・健康食育推進幹

ただいま大塚委員より、子供のスマートフォン等の使用制限及び使い過ぎの状況について御質問を頂きました。

近年、インターネットやスマートフォン等の急速な普及により、今いわゆるネット依存による生活習慣の乱れや子供の視力低下、肥満、ストレス等の心身への影響も指摘されております。

他県においては、愛知県豊明市や香川県において、スマートフォン等の使用について、1日当たりの使用時間の上限や使用をやめる時刻の目安を定めた条例が制定されていると認識しております。

#### 大塚明廣委員

使用時間とか時間制限ということですけど、実際、余り使い過ぎますと体力の低下とか、運動能力とかのこともありますし、視力障がいもあります。

1日当たりのスマートフォンを使う時間は段々増えていっているのか、教えていただけたらと思います。

#### 月本防災・健康食育推進幹

ただいま大塚委員より、子供の1日当たりのスマートフォン等の使用時間について御質問を頂きました。

きちんとした調査をしたわけではないですけれど、小学5年生と中学2年生を対象とした令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査がございます。1日当たりのテレビ、スマートフォン、ゲーム機等の画面の平均の使用時間、視聴時間、いわゆるスクリーンタイムが全国的に増加しております、この調査の中で、平日のスクリーンタイムが3時間以上と回答した児童生徒の割合が全国的に過去最高となっております。

本県の児童生徒につきましても、全国平均の値を下回っているものの、過去最高の値となっておりまして、3時間以上の児童生徒が増えているという現状でございます。

#### 大塚明廣委員

子供が知識を得るという点では非常に良いわけですけれども、先ほども言いましたが視力障がいとか、体力向上において運動不足になったりとか、そういうこともありますので、それについては県としても、県内の状況も十分に把握しながら、それが余り増え過ぎると先ほど言ったようなことが起こりますので、是非チェックできるような体制でやっていただきたいと思います。

児童生徒のスマートフォンの所持状況といいますか、どれぐらいの割合なのか、何年生でどれぐらい使っているか調べておきましたら教えていただきたいと思います。

#### 福多いじめ・不登校対策課長

ただいま大塚委員より、児童生徒のスマートフォンの所持状況について御質問を頂きました。

こども家庭庁の令和6年度青少年のインターネット利用環境実態調査において、全国の児童生徒の子供専用スマートフォンの所持率につきましては、小学生の6歳から9歳が30.7%、小学生の10歳以上が72.0%、中学生が95.3%、高校生については99.1%となっておりまして、徳島県においても同様の状況であると考えております。

#### 大塚明廣委員

所持されている子供たちの比率が、急速に増えていっています。

先ほども少し触れたのですけれども、知識とか頭脳面においては有用だと思うのですが、視力や体力のこととか、それから睡眠障がいなども非常にあります。これまで私は触れたことがあるのですが、例えば、韓国ではスマートフォンを長い時間使ってたり、それがいじめに通じまして、自殺する子などが増えて、夜12時以降は使用しないという、いわゆるシンデレラ法が作られておりました。そういうふうに、使い方自体が非常に大事になってくると思うのです。

次に、スマートフォンの学校への持込みについてお聞きしたいのですが、どのような状況ですか。

#### 福多いじめ・不登校対策課長

大塚委員より、スマートフォン等の学校への持込みについて御質問を頂きました。

令和2年7月、学校における携帯電話の取扱い等について見直しがありますと、文部科学省より通知文が発出されました。

その中で、中学校において従来どおりの原則持込禁止の方針に加えて、持込みを認める場合には、学校と生徒、保護者との間で、生徒が自ら律することができるようなルールが設定されていること、また紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在が明確にされていること、フィルタリングが保護者の責任の下で適切に設定されていること、携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導が学校及び家庭において適切に行われていることについて確認、合意がなされ、必要な環境の整備や措置が講じられている場合に限って持込みを認めたとした方針が示されました。

学校への持込みについては、児童生徒のスマートフォンや携帯電話の所持率の高まり、災害時の連絡手段として有用である一方で、紛失や破損のリスク、登下校中の使用による交通事故のおそれ、ネット上のいじめやトラブルの増加など、依然、持込許可に対する弊害への懸念もあります。

本県の状況といたしましては、県内の小中学校では、多くの学校で原則持込禁止を維持しながら、保護者等からの申出があった場合は、確認の上、持込みを許可している状況であります。

公立高等学校では、学校への持込みを認めていますが、授業中の使用を禁止したり、校内での使用を一律に禁止したりするなど、実情に応じて使用制限を設けている状況であります。

#### 大塚明廣委員

使い方なのですが、学校は原則持込禁止ということで、ただ先ほど御説明いただいたように、親御さんとしては、通学時に危険な場所というか、寂しい場所を通ったりとか、犯罪とかそういう中で、非常に心配なこともあります。そういうときは、スマートフォンを学校へ持っていくことが、非常に有用になってくると思うのです。

ただ問題は、中学生などは自転車通学をされていますけど、私は運転しています、実は自転車に乗ってスマートフォンを使用されている方を見たことがあるのですけれども、非常に危険なんです。

警察とかで、学校側に対して申入れとか、それに関して何か話すことがあつたら教えていただきたいです。

#### 月本防災・健康食育推進幹

ただいま、学校における児童生徒へのスマートフォン、特に登下校時の使用に対する指導について御質問を頂きました。

各学校におきましては、交通安全教育の中で、発達段階に応じて、自転車での登下校の仕方について指導しているところです。

特に、委員御指摘のように、スマートフォンを使用しながらの自転車の運転は非常に危険ですので、各学校において交通安全指導をしておりますが、中には警察を呼んで、連携して警察の言葉で指導していただくという取組も見られるところでございます。

## 大塚明廣委員

スマートフォンなどでも、耳に入れて聞きながら学校に行っている方もおいでますけど、子供たちが乗り物に乗っている時にスマートフォンを使ったり、大人も運転中のスマートフォンというのは、かなり大きな事故の原因になっています。

それについて、やはり徹底した指導が必要になってくると思うのです。

命を失ったり、大きな事故で体を痛めることもありますので、使用の仕方についても、学校現場で十分な指導を徹底してやっていただきたいと思っております。

それから、ネットいじめというのがあります。いじめは、人間社会において、大人でも子供でもいろいろあると思います。特に、子供の時分にいじめということがいろいろとありますし、その子にとっては重大な問題です。そういう中で、スマートフォンを使いたいじめが発生することが、多々あると思うのです。

特に、スマートフォンに関しては、学校にいる時もされたり、昼間だったり、それから夜にスマートフォンを使ってのいじめなんかもあります。

そういうこともありますので、スマートフォンのあらゆる使い方について、できたら例えば月に1回とか、きちんと徹底した指導習慣を是非持っていただきたいと思うわけです。そういう中で、いじめについてお聞きしたいと思いますが、どうでしょうか。

## 福多いじめ・不登校対策課長

ただいま大塚委員より、ネットいじめの状況について御質問がありました。

全国の国公立学校におけるいじめの認知件数のうち、いじめの態様として、パソコン、携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされるの件数が、令和4年度の2万3,920件から、令和5年度は2万4,678件と増加しております。特に、高等学校においては、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるに次いで、2番目に多い状況であります。

SNS上のいじめ等は可視性が低く、早期発見が困難なため、深刻化する可能性があり、その対策は最重要かつ喫緊の課題と考えております。

県教育委員会といたしましては、これまでネットいじめやインターネット上の有害情報から児童生徒を守るため、スマホ・ネット安全教室の実施や、啓発用リーフレットの配布等により、児童生徒、保護者に対して正しい利用方法や危険性について周知徹底するとともに、情報モラル教育年間指導計画に基づき、発達段階に応じた教育を進めてまいりました。

また、インターネット上の誹謗中傷やいじめ等の未然防止、早期発見を図るため、令和3年度より、全ての公立学校を対象に学校ネットパトロールを実施しております。

さらに、令和5年度、インターネットに関するトラブルが深刻化してきている現状を踏まえて、警察本部サイバー戦略推進課及び少年女性安全対策課と連携して、デジタル教材、これ、ほんまにいけるで？～未来の自分のために～を作成し、ネットいじめ防止教育を推進しているところであります。

今後も、児童生徒の情報モラル教育の充実により一層努めるとともに、徳島県いじめ問題等対策審議会等において、専門家をはじめ様々な立場から御意見を頂き、効果的な対策を実施してまいりたいと考えております。

### 大塚明廣委員

スマートフォンは非常に便利で、今の時代、一番に手にするものですし、利用価値はあるものですが、いろんな方面で使い方を誤ったら、自分自身に対してすごく危険を伴いますし、生涯取り返しのつかない大きな事故を起こすこともありますし、いじめの問題も非常に大きな問題となっております。

そういう中で、スマートフォンの使用について、先ほども少し触れたのですけど、一番よく手にするものですから、学校現場でも徹底して定期的に、使用の仕方を指導する時間とかを取っていただきたいと思うのですが、それについて、全体的なことでお伺いしたい。

### 月本防災・健康食育推進幹

ただいま大塚委員より、スマートフォン等の使用の仕方について、学校現場での指導ということで御質問、御意見を頂きました。

各学校においては、スマートフォン等の使用について、学校医とか保護者、地域の関係者等と連携して児童生徒及び保護者向けの講習会を開いたり、学校保健委員会で協議する等、子供たちの深刻な健康課題を解決していくこうと対応しているところでございます。

県教育委員会においても、各学校にスマートフォン等の使用について専門家の派遣を行ったり、県内の全ての公立学校で実施している生活習慣改善プロジェクトがございまして、個別の支援を続けております。

ただ、スマートフォン等の使用に関する改善につきましては、家庭が主となって、子供と共に実践していっていただくというところが不可欠になってきますので、今後も保護者の理解の下、関係機関、専門家、地域と連携を図って、課題の解決に努めてまいりたいと思っております。

### 大塚明廣委員

今、全国の自治体で2か所、愛知県、香川県において、スマートフォンの使用について時間的制限を加えることを決められたところがあるわけです。これは非常に大事なことだと思うのです。

自治体において、そういうことを決めていただきますと、学校現場においても、非常に先生方も伝えやすいし、できたら徳島県におきましても、各自治体でどんどんそういうことが出してくれれば、私は非常に良いことだと思っています。

県としても、各自治体に対してのいろんな指導といいますか、申入れといいますか、そういうものを徹底して、スマートフォンは非常に役立つものであるのですが、非常に危険が伴うことを、繰り返しになりますけど徹底して言っていただくようにお願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。

### 東条恭子委員長

午食のため、休憩いたします。（11時57分）

### 東条恭子委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時02分）

それでは、質疑をどうぞ。

#### 竹内義了委員

私は、昨年の11月議会の一般質問でお伺いいたしました、高校の新しい受験科目になった情報Iの状況について、お伺いしたいと思います。

御答弁では、初めての大学入学共通テストということで、県内の状況も含めて全国情勢といった情報をつかんで、改善点などを検討していくというお答えを頂きました。

今年初めての大学入学共通テストであったので、受験状況とか結果など、分かる範囲でお答えいただければと思いますが、徳島県の状況についてお伺いしたいと思います。

#### 戎教育DX推進課長

竹内委員より、情報Iの大学入学共通テストの受験状況や結果などについて御質問を頂いております。

大学入試センター及び各種報道発表によりますと、徳島県における大学入学共通テストの全志願者2,576人に対して、情報Iの受験者は2,272人となっておりまして、受験率が88.2%となっております。

情報Iの全国の平均点につきましては69.26点で、他の教科に比べて高い結果となっております。

なお、都道府県別の平均点等については公表されておりませんので、そのあたりの把握はできていないところでございます。

#### 竹内義了委員

公表の数値が全国平均のみということですので、なかなか徳島県の位置としては分かりづらいだらうと思いますし、初めての受験科目で、受験者数も8割程度とそれなりであったということです。今年の情報Iの取扱いについては、例えば徳島大学については加点しないというか今後の検討課題になっていると思いますけれども、今年の試験を見ますと専門的なことはもちろん記載はありますが、ある先生によりますと易しかったという評価も頂いています。

これからテスト自体が難しくなっていくのだろうと思っていますが、一般質問でも言わせていただきましたが、都市部の情報教育が強化されて、情報Iの科目が専門性も高くなってくるので、地方がなかなか難しいというような指摘をしました。先生の配置状況も含めてになりますけれども、今の御答弁で言いますと、全国的な徳島の位置というのはなかなか分かりづらいということなので、これから徳島として、本年度の受験、また来年度の受験に向けて、どういう構えで取り組んでいくのか、お伺いできればと思います。

#### 戎教育DX推進課長

竹内委員より、来年度の大学入学共通テストに向け、どのように取組を進めていくのかという御質問を頂いております。

これにつきましては、令和7年度大学入学共通テストを受験した県立高校生を対象といたしました情報Iに関するアンケートを令和7年2月6日から2月28日の期間に実施いた

しまして、情報Iの受験者数の51.4%に当たる1,167名から回答があったところでございます。

そのアンケートの中に、大問ごとの回答状況という問い合わせがありまして、そちらでは、プログラミング分野での正答率は他の分野に比べて比較的低いことが分かっております。

また、自由記述で御意見を頂いた部分につきまして、情報Iの有用性に関する生徒の理解の促進でありますとか、生徒が主体的に学び、成果を実感できる授業の改善を求められていることも分かってまいりました。

これらの結果を基に、今年度は授業改善を目的とした教員研修を、県内外の大学等との連携の下、6月から7月にかけて実施いたしました。

研修では、プログラミングとデータサイエンスをテーマといたしまして、デジタル分野で活躍している外部人材を活用し、授業実践事例の共有や、苦手意識を持つ生徒への効果的な指導方法の紹介及び探究的な学習を取り入れた具体的な授業展開の紹介などの内容を取り上げてまいりました。

情報活用能力の育成は受験対策としてだけでなく、全ての学習の基盤となるものであることから、今後も研修を継続いたしまして授業改善を図るとともに、生徒の学力向上につなげてまいりたいと考えております。

#### 竹内義了委員

受験生のアンケートも50%ぐらいの回答率ということでお示しいただきましたが、専門性が高くなる科目ですので、今御報告いただきましたように、苦手意識がある受験生もまだまだ多いだろうと思います。

教えるほうも、学ぶほうも、しっかりと身に付くような授業を目指してほしいと思うのですけれども、今、大学との連携ということもお話を頂きましたが、是非県内の専門性が高い産業や大学、そういったところと連携を重ねていただいて、今、指摘したような学ぶ環境の充実に取り組んでいってほしいと思います。

それと、前回の一般質問で、いわゆる専門教員の数が足りないのでないかという指摘をさせていただきましたが、そういうことも含めて、今後、専門教員の配置拡充などは求めたいと思いますけれども、そうしたことについて、先生の配置、拡充に向けた取組がどのようにになっているか、お伺いしたいと思います。

#### 井利元教職員課長

教科情報を指導する教員の配置拡充への取組についての御質問でございますが、現在、県内の高等学校等には、情報の教員免許状保有者が合わせて約110名在籍しております。教育DXの中核となる情報科教育の専門教員として毎年度、各学校への適正な配置を進めてまいりました。

また、専門性を有する人材を確保するため、平成30年度の教員採用審査から、情報の教員免許状保有者への加点制度を設けるとともに、令和2年度の採用審査から、教科情報での募集枠を創設、さらに昨年度からは、県外現職教員を対象とした秋選考においても教科情報の募集を開始し、専門性の高い教員の確保に努めてまいりました。

その結果、臨時免許状や免許外教科担任により情報Iを担当する教員の数は、分校、定

時制・通信制課程を含む県内全ての公立高等学校において、あと一人となりました。

今後とも、情報科教育の専門教員の計画的、継続的な採用と、各高等学校への配置拡充を進めることで、更なる指導体制の充実を図り、情報科教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

#### 竹内義了委員

臨時免許状や免許外教科担任が今一人だということで、先生の配置は進んでいるのかなと受け止めますが、まだまだしっかりと配置していただきたいと思いますし、午前中の議論にもありましたけれども、学区が随分変わるという中で、冒頭に指摘したように、どうしても中央部の情報教育は充実してきて、なかなか地方の部分が手薄になるというのが全国的な傾向だろうと思いますので、実は今、そのことを強く懸念するわけです。

学区再編の中で、例えば徳島市内に情報教育が充実した環境ができたときに、どうしても地方からこちらへどんどん子供の流入が続いて、どんどん地域の高校がそういった面で遅れを取ることがあってはならないと私は思っていますので、県内でしっかりとした先生の配置と、いろんな連携も含めて、それぞれの学校で充実した情報科教育ができるような環境づくりを今後とも求めていきたいと思います。

新しく始まった教科ですから、是非本当にいろんな方々と連携していただいて、できれば大学の専門的な先生方にも御教示いただいて、どういった科目の在り方、教育の在り方が適切なのかというのをしっかりと検証しながら積み重ねていただければ有り難いと思います。

また経過を見ながら隨時お伺いしていこうと思いますので、このことについて、しっかりと取り組んでいただきたいとお願いして終わります。

#### 元木章生委員

私からは、まず先ほど御報告いただいた件について確認をしたいと思います。

第1回徳島県特別支援学校の教育環境に関する検討会議の中で、とりわけ知的障がい児の増加に伴う教室不足の課題などが取り上げられておりまして、既存ストックの活用などを進めたらどうかといった御提案があるという報告でございました。

私自身は県内の教職員組合等から、小中学校の特別支援学級におきまして、児童生徒に対する指導充実のための教諭加配を図ること、また知的障がい学級などの学級編成基準を引き下げること、特別支援教育コーディネーターの専任化を図ることなどの要望を頂いているところでございます。

つきましては、今後の生徒児童数減少や知的障がいを持つ児童生徒の動向を踏まえ、今後の構成や具体的な受入体制を見直していく必要があるのではないかと考えておりますけれども、県教育委員会として増加する知的障がい児の支援にどのように取り組んでいくのか、御所見をお伺いします。

#### 中山特別支援教育課長

ただいま元木委員より、第1回徳島県特別支援学校の教育環境に関する検討会議の中で、また今後児童生徒が増えていく中でどのように対応していくのかといった御質問を頂きま

した。

この検討会議の中でも、協議事項の一つの柱としまして、今後的人数予測を行うこととしております。

今後、また人数予測が増加していくのか、それとも減少に転じていくのかといったところを踏まえながら、今後の体制について、更なる検討を進めていくように考えているところでございます。

### 元木章生委員

知的障がい児童が増える中で、様々な家庭環境の方がいらっしゃいますので、個別最適化ということで、その子供の学力の状況ですとか、あるいは生活環境面にも配慮していくべきながら、その子供に合った形での教育活動を充実させていただきたいと思う次第でございます。

続きまして、人権教育におけるマイノリティへの配慮について、お伺いさせていただきたいと思います。

徳島県人権教育・啓発に関する基本計画の方針では、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、インターネットによる人権侵害、日本人拉致問題、災害時における人権問題などが位置付けられておりまして、様々な人権課題として、性同一性障がいとかホームレス、日本人拉致問題などを個別課題として整理していただいております。

これら県の計画に明記されているもの以外にも、世界的な条約等を見ておりますと、人種や皮膚の色、言語、宗教、政治的意見、国民的な、あるいは種族的な先住民族としての社会的な出身、財産や出生など、様々な課題があるといわれております。

そして、現実社会では複数の属性が重なり合うことで、より深刻な困難に直面する方々も存在すると思います。例えば、障がいを持つ性的マイノリティの子供ですとか、外国にルーツを持つ女性などです。

国レベルでは、平成26年に発効されました障害者の権利に関する条約の前文、あるいは第6条などでも、差別を受けやすい特定の属性が存在していることを前提に、複数の属性が重複することに起因して複合的又は加重的な形態の差別を受けるといった、いわゆる複合差別の問題が指摘され、明記されております。

また、今年6月に閣議決定されました国による人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）では、この複合差別の観点が新たに盛り込まれており、特定の個人に複数の属性が重複しますと、より深刻な差別を受けることや、差別を受けた場合の救済方法が個別の属性に応じたものとして設定されているため救済にたどり着かないことなど、被害の深刻化が懸念されています。

しかしながら、複合差別ですとか、いわゆるインターフェクショナリティ、交差性への配慮につきまして、県の計画にはまだ明記がないという状況でございます。

つきましては、社会状況の変化により複雑化する人権問題・課題について、徳島県人権教育基本方針に基づき、どう取り組んでいるのか、お伺いいたします。

### 森本人権教育課長

ただいま元木委員より、社会状況の変化により複雑化する人権課題について、徳島県人権教育推進方針に基づき、どう取り組んでいるのかという御質問を頂きました。

社会を取り巻く状況の変化に伴いまして、各人権課題の複雑化や、新たに生起又は顕在化した人権課題の存在など、人権課題の捉え方に変化が生じてきております。

本県においては、全ての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、人権教育を推進していく指針となる徳島県人権教育推進方針のほか、指導者用手引書“あわ”人権学習ハンドブックや、國の人権教育の指導方法等の在り方について（第三次とりまとめ）を活用しながら、学校教育、社会教育の両面において人権教育を推進し、人権尊重の精神の涵養を図っているところでございます。

徳島県人権教育推進方針の中では、社会の急速な変化が進んでいく中で新たな人権問題が生じる可能性にも触れられており、新たに生じた様々な人権問題についても、その課題が存在することへの認識を深めるとともに、その解決を目指した人権教育の推進が必要であることが示されております。

各学校におきましては、性的マイノリティなど新たな人権課題についても、様々な人権問題として人権学習に取り組んでおり、それぞれの人権課題との関連性に着目しながら、課題解決に向けて学習を進めているところでございます。

#### 元木章生委員

新たな課題として性的マイノリティの人権問題にも取り組んでいただいているという御答弁でございましたけれども、具体的に、新たな人権課題である性的マイノリティの人々について、学校現場ではどのように取り組んでいるのか、御所見をお伺いします。

#### 森本人権教育課長

元木委員より、新たな人権課題である性的マイノリティについて、学校教育でどのように取り組んでいるのかという御質問を頂きました。

性的マイノリティとされる方は、民間の調査によりますと約10%の割合でいるとされておりまして、1学級35人といたしますと、3人から4人の割合で性的マイノリティの児童生徒が在籍していると考えております。

性的マイノリティの児童生徒に対して、周囲の無理解や偏見は本人を苦しめたり、自殺念慮を高めたりすることにつながり、児童生徒の命に関わることがあるため、学校における喫緊の人権課題であると認識しております。

そこで、児童生徒に対する人権学習や教職員への研修、教職員や児童生徒の教育相談等に対応していくため、専門的知見を有する方を性的マイノリティ学校支援スタッフとして各学校に派遣しております。

また、全ての教職員に、性の多様性を理解するために教職員用ハンドブックを作成、配布しまして、まずは教職員が性的マイノリティについて正しく理解した上で、多様な性を認めていく人権教育を推進していくよう取り組んでおります。

#### 元木章生委員

性的マイノリティの取組について伺いましたけれども、学校教育では教職員研修ですと

か、道徳や公民の授業の中で多様性、人権を取り扱っておられますけれども、現場での子供同士の人間関係ですとか変化も意識しつつ、社会教育や啓発の場でも身近な事例を取り上げることで、共感と理解が進んでいくのではないかと思っております。

人権教育や啓発は、差別や偏見にさらされているマイノリティへの理解を深めることが中心になります。しかし同時に、多数派ですとか、結果的に社会的に特權的な立場にある人々がその立場を自覚して、マイノリティの方々が社会での差別や排除をなされないよう具体的な行動に移していくことが、その社会の構造や体制を変えていく上で本当に重要なテーマと考えております。

例えば上智大学の出口真紀子先生という方が、見えない特權を可視化するダイバーシティ教育を提唱されております。ここでいう特權とは、あるマジョリティ側の社会集団に属していることで、労なくして得ることのできる優位性と定義されておりまして、例えば自動ドアが開く子供と、そうでない子供がいるというようなことで例えられております。

他県の教育教材なんかも見ておりますと、マジョリティの立場から考えるという視点が盛り込まれている県もございます。

本県においても、児童生徒への人権教育や社会人への啓発の中で、特別な権利を有するマジョリティといった観点を取り入れてはどうかと考えております。個人の中の無意識のバイアスを取り除くことに加えまして、企業活動などにおける制度的また構造的な差別の構造についても教えていくことが、人権に配慮した社会を実現していく上で重要であると考えております。

つきましては、様々な人権課題を解決していくために、マジョリティとされる人たちの意識を変えていくことが重要であると考えますが、人権教育においてどう取り組んでいるのか、お伺いします。

### 森本人権教育課長

ただいま元木委員より、様々な人権課題を解決していくために、マジョリティとされる人たちの意識をどのように変えていくかという御質問を頂きました。

複雑化する人権課題を正しく捉えていくためには、マイノリティとされる人たちの視点から人権に関わる事象を考えていくことや、人権教育や人権啓発を通じてマジョリティとされる人たちの特権意識等に気付くことが必要だと考えております。

人権教育では、差別の現実から深く学ぶことを基本姿勢として取り組んでいくことの大切さを、学校教育や社会教育の場では常にお伝えしております。

人権課題を解決していくためには、マイノリティとされる当事者の話を聞き、その思いをしっかりと受け止め、人権課題を自分自身の課題として受け止めることで、知らず知らずのうちに身に付けていた自らのマジョリティとしての偏見や差別意識に気付くことができると思っております。

そのために、当事者の方との交流学習、また離れた地域でのオンラインを活用した交流学習やフィールドワーク、ロールプレイ、高齢者や妊婦の方などの疑似体験のような、体験的参加型学習を取り入れた人権教育を推進しております。

また、人権啓発の視点から、人権課題について正しく認識していけるよう、社会教育用啓発資料を作成し、市町村での人権教育啓発や学校でのPTA研修と共に活用を図ってお

ります。

### 元木章生委員

県の人権教育啓発施策が、個別課題ごとの理解にとどまらず、複数課題の交差点に立つ人々の困難を見逃さず、またマジョリティ側の意識変革を含めた包括的な取組に発展、進化していくことを期待しております。

また、複合的なマイノリティの立場で御苦労されている方々への効果的かつ的確な支援を要望して、質問を終わります。

### 浪越憲一委員

私からは、先ほど報告がございました鳴門渦潮高校の食中毒の発生について詳しく教えていただきたいのですが、まず、この原因食品に書いてある、9月13日から15日に調理・提供した当該施設というのは、学校内の施設なのか。

この営業者の調理・提供について、全部寮生なのかどうか。例えば、一般の生徒がお昼の食事に来られたとかはないのか。

もう一つは県教育委員会の対応に、各県立学校に対し、食中毒の予防に向けた対応の徹底を指示とあるが、県立学校全てにこういった食堂があるのか。

まずその点教えていただけますか。

### 月本防災・健康食育推進幹

ただいま浪越委員より、鳴門渦潮高校の寮の食中毒についての御質問を頂きました。

まず、寮における提供方法につきましては、営業者に学校から食堂の提供を約束しております、学校の食堂に営業者が入って調理をしております。

寮生につきましても、その学校の食堂で飲食しております、朝も昼も夕方も、その食堂でしていることになります。

続きまして、県内の県立学校に対して食中毒の予防を徹底ということですが、県内の県立学校におきましても食堂があり、また寮もあります。保健所から、今回の原因、病原物質はウエルシュ菌ということですので、そのウエルシュ菌の一般的な食中毒防止に関する情報を提供させていただいています。

ただ、学校の寮においては、鳴門渦潮高校につきましては食堂で調理して、食堂で食事ということになっておりますが、それぞれ、ばらばらでございまして、例えば寮の厨房で調理して、そこで朝夕飲食する場合と、昼は学校の食堂に行って食べているという状況もございます。それぞれ、ばらばらで実施しておりますので、一般的なウエルシュ菌、又はほかのノロウイルス等の食中毒を防止する情報を注意喚起として通知させていただいております。

### 浪越憲一委員

要するに、寮の食堂があるということですね。この鳴門渦潮高校には調理できる場所があると。私は、海部の寮も、池田の寮も見せていただきましたけど、確かに寮の中に食堂がありまして、その中で配膳されて食べているという状況でした。

私の勘違いかも分かりませんけど、セントラルキッチン方式かと思っていたので、各小中学校の給食みたいな感じでフードセンター内で作られたものが持ってこられて温めるような状態かと勘違いしていました。

これは確認です。この寮の中で調理する場所があるのですね。

#### 月本防災・健康食育推進幹

確認したところ、鳴門渦潮高校には躍進寮という寮がありまして、食堂は至誠館という建物の中にあります。そこの食堂に調理もできる機能がございますので、そこに業者が入って食事を作ったり提供したりしているということでございます。

#### 浪越憲一委員

県内に多分徳島寮も含めて寮が4か所ぐらいありますかね。近年、5年ないし前後くらいでも結構なんですが、その4か所で、池田はまだこの4月からだと思われますので全然問題ないと思われますが、こういった食中毒が発生した件数的なものはありますか。

#### 月本防災・健康食育推進幹

ただいま委員より、寮の食事における食中毒がどのくらいかという質問でございました。

調べているところでは、令和2年度に、先ほどの鳴門渦潮高校で同様の食中毒が、この時は40名、原因菌もウエルシュ菌ということで発生しております。

もう一つは、令和5年度に、那賀高校の寮でも同じウエルシュ菌による食中毒がありましたが、こちらは那賀町の職員の方に食事の提供をお願いしてしていることが、つかめている2件でございます。

#### 浪越憲一委員

同じ施設というか、同じ寮の、関係のある所であった。それも5年以内に。私もその当時委員だったと思うのですけど、全て軽症であったと思われるんです。

この27日に保護者説明会を開催し、今回も、今後の改善策を説明されたと思うのですけど、前回も同じようなことがございました。

鳴門渦潮高校は、どちらかと言えばスポーツに特化をなさっていた。県外の方が結構来られていて、その時のお言葉の中で、信頼していたと。その時はセントラルキッチン方式と聞いたのです。そういう方式だった。

でも、今回はそれを改善なさって、寮内できちんと食材から作られていた。

報道によったら、生徒に提供した時間的なものも含めて発生したのではないかと。発生要因と原因も同じでございますので、今後徹底して予防対策をしていただきたい。

これと同時に、スポーツの関係なので県外から来られる方に、同じ所で5年以内に起こっていることで、何らか、設備もそうなんですけど、場所自体が結構古くなってきてるんじゃないかと思われるところもございますので、消毒もしていただいて徹底していただきたい。

鳴門渦潮高校の食中毒に今後きちんと対応していただきたいと思います。

これが起こってから、スポーツの関連で、部活動のことについて、県外の保護者の方々

からもいろいろお話を頂いたことがございました。

一つは、先ほど竹内委員もおっしゃいましたけど、いろんな先生の配置というのはその状況、地域、実績もあり非常に難しいことを十分理解しております。部活動を指導していただけるのか、またその上にもう一つ、様々な考え方の下でやらなかつたら、非常に難しいのではないかと、そこも理解した上で質問を。

一つは、今年の夏に、全国的に有名な高校が野球大会の辞退をされるという事例がございました。これは様々なことが積み重なった事例だと思われます。

この内容については、私はどうこうではないのですけど、こうした特定の高校だけの問題ではなくて、もしかしたら、徳島県においても、もうすぐそこに迫ってきていることかも分かりません。起こらない、起こることも両方で考えて、指導体制について一つお伺いしたいのは、指導体制の点検と、例えばこういったことが起こるときには、最善の対策も含めて取組を、もしかしたら徳島県でも近年あったかも分かりませんので、そのあたりも含めてお願ひします。

#### 國方体育健康安全課長

ただいま浪越委員より、近年の不適切な指導や部員の不適切行為によって出場辞退等の事例があったか、また指導体制の点検等、不適切な指導を未然に防ぐための取組について御質問を頂きました。

まず、出場辞退等についてですが、本県では本年度、競技関係の団体から不適切な指導による指導者の謹慎処分が1件発生しておりますが、学校の運動部活動で大会辞退に至る事例の発生は把握しておりません。

また、指導体制の点検と不適切な事案を未然に防ぐための取組についての御質問でございますが、本県では令和5年4月に部活動の在り方に関する方針を策定し、部活動におけるコンプライアンス意識の向上や適正な運営に努めてまいりました。

具体的な取組としては、部活動の適正な運営に必要なスキルを身に付けるための部活動マネジメント研修を実施しており、本年度はオンデマンドにより実施いたしまして、約1,200名の県立高等学校の部活動指導者に受講していただいております。

また、コンプライアンスの確保と活動の質の更なる向上を図るために、各高校に部活動適正化推進委員会を設置し、適正な部活動運営、また指導について、各学校で検討、点検、協議をしていただいております。

さらに、部活動指導力向上研修において、スポーツ・インテグリティの理解促進や、技術力向上等に関する研修会を実施し、指導力の向上を図っているところでございます。

#### 浪越憲一委員

様々な取組をしていただいていることに感謝いたします。

その中で1点だけ、再問になりますが、生徒や保護者の声を聞き入れて、現場の声を吸い上げる、そういったチェック体制的なものはあるのですか。

#### 國方体育健康安全課長

生徒や保護者の声を吸い上げる体制ということですが、本課で学校や生徒等からの相談

等を受け付けております。

また、スポーツ現場の相談受付の体制としましては、日本スポーツ協会がスポーツに関する相談窓口を設置しております。

また、高等学校体育連盟、それぞれの中央競技団体、そういった様々な全国組織が、そういう指導の窓口を設置している状況でございます。

### 浪越憲一委員

それぞれの団体、我々の協会も含めて取り上げていただけると、これも含めてチェック体制もできているということでございます。あと指導者の研修と現場の体制づくりは、基本だと思われます。是非これからも取り組んでいただきたい。

この件に関して、アンケートや意見交換が必要になれば、やはり教育委員会ももっと一緒に取り組んでいただけたらと思います。

この体制をつくるに当たり、長年、そういう指導者不足というのをよく聞きます。これから、世代間的なもので、退職なさる方も増えてくるともお聞きしております。

こうした中で、同じ指導者が、長い期間、この今年の夏も同じように、そういう環境が含まれているのではないかというような意見もございました。

そこで、私立や県立高校でしたら、再任用になると思うのです。一般社会におきましても、同じ立場で長くとどまることに対して、何らかの弊害があるのではないかと思っています。

こうした中で、いろんな組織が固定化されないように新陳代謝に取り組んでいくと思いますが、私も少し勉強不足なので、再任用に基づくものはどういった方法で決められているのかも含めて、再任用における配置運営について教えてください。

### 井利元教職員課長

再任用教諭の人事配置についての御質問でございますが、再任用制度につきましては、主に定年退職を迎えた教職員について雇用と年金の接続を図るため、再任用を希望する教職員を毎年、優先的に任用、更新する制度でございます。

再任用後の職については、従前教諭だった者は現役の教員と同じ教諭となり、任用されれば、配置された学校において現役の教諭と同じ役割を担うことになります。

したがいまして、部活動についても、その学校において、校長から依頼された部活動の顧問を担当することが想定されます。

人事異動につきましても、再任用かどうかにかかわらず、また部活動指導者に限らず、人事異動要綱に基づき全県的視野に立ち、適材適所の原則により厳正、公平に行っているところでございます。

同一校での在職年数につきましては、その校の在職年数が少なくとも2年以上の者でなければ原則として異動を行わない、またその校の長期勤続教職員については教育実績、担当教科等を考慮し配置転換に努める、特にその校の在職年数が10年以上の者については、特別な場合を除き配置転換を行う、また採用後3年を経過した教職員については、原則として配置転換を行うと規定しており、在職年数の長短による弊害を抑えるよう努めているところでございます。

### 浪越憲一委員

教えていただいたとおり、再任用に基づいて、きちんと2年、1年更新をしていくというお話だと思われますが、1点、やはり最後は、この中で教員として授業を教える中での評価によって、基本的には配置を考えられるということでおろしいですか。

### 井利元教職員課長

人事配置について、教科指導が優先されるのかについての御質問ですが、人事異動は学習指導要領に基づき、各学校が編成した教育課程、言わば設定した教科、科目の授業が確実に実施、実行できるように、教員を配置することが大前提となっております。

その上で、各校のスポーツ、文化の振興や学校の特色化、魅力化を図るための人事配置を行うこととしております。

### 浪越憲一委員

そうした形の中で取り組んだ後に、学校長の判断というか、そういった流れの中で部活動に関しましては人材配置という形と思われますが、私は別にこれに反対するつもりは全然なくて、一般論的な話の中で、再任用制度において経験を積まれている方が後進の指導に当たると、非常に有意義にいけるのではないかと思われます。

そしてまた、長期にわたる影響によって様々な環境が変わらないということ、子供たちが初めて入ってくる環境が、ずっと同じような環境が良いとか悪いとかではなくて、そういった形になるのを含めまして、今後、教育委員会として、そのあたりを受け止めていただきまして、今まで以上に透明性、公平、公益にのっとって、様々な教科を含めて、部活動も含めてしていただきたいとお願いできたらと思います。

この部分に関しましては、後進の指導はやはり非常に大事なところと思われますので、今不適切な言動を防止するためにいろんな取組をしていただいていると、そうした中で子供たちにも寄り添っていると、資質向上に加え、後進の指導者を計画的に育成していると思われますので、そういった制度で今どういった研修や後進育成に取り組んでいるのかをお聞きいたします。

### 國方体育健康安全課長

後進の指導者の育成についての御質問でございますが、先ほどのコンプライアンスや適正な部活動運営に関する研修に加えまして、他部局や県スポーツ協会等の関係機関とも連携しながら、指導力スキルアップ研修を毎年3回程度実施し、全国大会等で実績のある指導者やスポーツ心理学、医科学の専門家などを講師として招へいし、技術面の指導だけでなくメンタル面や体力づくりなど、科学的な理論に基づいた指導法についても研修を行っております。

県教育委員会といたしましては、今後も学校における部活動の適正な運営、また幅広い研修テーマを設定し、指導者のスキルアップやフォローアップなどの支援を行うとともに、より効果的な研修体制の整備を検討してまいりたいと考えております。

### 浪越憲一委員

段階的な指導研修方法とかリーダーを育成することを含めて、数々経験した方々の意見を聞いていただきまして、それをきちんと後進につなげていく。これは正直、先生方の人数が減ってきたときに、全県の中で配置が非常に難しくなってくるんじやないかと、保護者の方がよく危惧しております。

段々集中されたところに、そのスポーツ科目も含めて、部活動はスポーツ以外にもございますので、音楽も含めてなんですけど、そうしたものも含めて後進指導をずっとしていただきたい。その上で、午前中も報告がございましたが、様々な処罰というか懲戒免職的なものもございます。

私が思うに、こういった形の中で処罰権限に関する制度というものの取組をもっと強化していただきたいと思うのは、例えば、逮捕案件に関しては学校外で、学校内で起こったことに対して様々な意見があるのは事実だと思うのです。そうしたときに、教育委員会が処罰対象として、多分それに基づいて処罰をなさると思います。

でも、逮捕される案件は別にして、部活動において何らかが起こったときには、様々な協議によると思うのですけど、その処罰をするに当たって、まずはどこが権限を持たれているのかをお聞きします。

### 國方体育健康安全課長

委員から、部活動で発生した事案に対する処罰対象事案についての御質問を頂きました。

スポーツ界では選手や指導者による不適切な行為が発生した場合には、当該競技の中央競技団体や日本スポーツ協会、全国高等学校体育連盟等の関係団体の処分規定により、チームや選手の活動停止や指導者の資格停止などの処分が科せられることとなります。

### 浪越憲一委員

これも少しお聞きしたら、そんな形で、それぞれの諸団体等にお聞きして、その上で処分されると。

先ほどお答えいただいたように、再任用も含めて、先生の配置に関しまして、まず教員の充実を図るため、均等性を取るために配置をなさいますよね。その先生が部活動を教えている状態なんです。

部活動で起こったことに関しては、出場辞退どうこうも含め、そこまで大きくならなくても、まずそこに伺いを立てる形というのが、今の制度ではないのですけど、そうしたことで理解できております。

でも、今後、そうしたところで起こったことに関しても、まずは教育委員会が関わるといつたらおかしいのですけど、事実確認も含めて、最終、自分の教育委員会はこうですと、こういう判断をしますと。例えば、サッカー協会、バトミントン協会、公益財団法人日本高等学校野球連盟に、こういう形を取るという方法を、一定のルールではないのですけど、やられていったほうが透明性が図られるというか。今回みたいに、いろんな事態には発展しないのではないかと。言ってみれば、教育委員会が先に立つべきではないかという考えがあるのであれば、お考えはどうでしょうか。

### 井利元教職員課長

部活動において発生した非違行為についても、教育委員会が主体的に関与すべきではないかという御質問を頂きました。

教職員の非違行為への対応につきましては、教職員が地方公務員として遵守すべき法令等に違反した場合の責任を明確化し、教職員の不祥事を未然に防止するための抑止力となることを目的として公正性、公平性及び透明性を高めた教職員の懲戒処分の指針を策定しており、部活動において発生した事案かどうかにかかわらず、教職員の非違行為に対しては、この教職員の懲戒処分の指針に従い、厳正かつ公正、公平に対応しているところでございます。

### 浪越憲一委員

懲戒処分に関しまして、そちらの指針に従ってなさるということでございます。

今後こういうことが起こらないことが一番理想でございます。でも、起こる可能性もゼロではないと思います。

そうしたとき、なかなか発言ができる子供たちがいないというのをよく聞きます。

でも、そこで勇気を振り絞って、子供たちは今の状況を見ていますので、今後、最初にあったように信頼されるためには、信用の積み重ねの信頼なので、その先の未来も信じて徳島県を選んでくれている県外の子供たちがたくさんいますので、今後も、西なら池田寮も同じで、選んでいただける子供たちに期待をしておりますので、様々な制度も含めて、公平性、透明性も含めて、もう一度見直しを図っていただきたいと思っています。

### 東条恭子委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

この際、申し上げます。

井下議員から発言の申出がありました。

委員外議員の発言については、議員一人当たり1日につき趣旨説明、答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされております。

まず、井下議員から趣旨の説明をお願いします。

### 井下泰憲議員

学校での配布物についてです。

### 東条恭子委員長

委員各位にお諮りいたします。

井下議員の発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、井下議員の発言を許可いたします。

質疑をどうぞ。

### 井下泰憲議員

まず、私は令和3年2月の委員会でも同じ質問をさせていただいておりますが、先に言います。

阿波っ子タイムズという、当時学校で配布されたものについて質問をさせていただいたのですが、その時、配布物に関しまして、児童生徒にとって教育効果を最大限に上げることができるよう、配布する際には生徒への説明や解説等をしっかり行うという答弁を頂いたのですが、そこでお伺いいたします。

この間、7月15日に阿波っ子タイムズが学校でまた配られておりまして、この内容についてなのですが、1941年から1945年までに、日本はアメリカ、イギリスなどを相手に戦争をしていました。中国や東南アジアを支配しようとして、ほかの国々と仲が悪くなつたのですと書いてあるのです。

これに関してなのですが、当時の答弁からすると、この内容がどう児童生徒にとって教育効果を最大限に上げるものと判断したのか。それと、児童生徒への説明や解説はどのように行ったのか。また、この7月15日号の阿波っ子タイムズを教材に使って授業をした学校があるのか、3点お伺いいたします。

### 長谷義務教育課長

ただいま井下議員から、学校における配布物の取扱いについて御質問を頂きました。

学校における配布物の取扱いの現状を説明させていただきますと、現在、学校からは教育委員会や学校からの連絡文書、また学校だより、イベントのチラシや作品募集といった様々なものが児童生徒を通じて家庭に届けられています。

議員お話しの子供向け新聞につきましては、毎週1回発行され、希望する小中学校に無料で届けられているものであり、各学校では授業で取り扱ったり、児童生徒が家庭に持ち帰ったりしていると承知しております。

学校からの配布物の取扱いについては、先ほど議員もおっしゃったように、これまででも校長会等の機会を通じて依頼しております。校長の判断の下で配布が行われ、配布する場合には、必要に応じて児童生徒や保護者に対し、配布物の説明等が行われていると考えているところです。

御質問いただきました、授業で取り扱っている学校全てを調査できているわけではございませんが、新聞を学校教育に活用する取組が行われております。

ニュースペーパー・イン・エデュケーションという取組を行っている学校の中には、この阿波っ子タイムズを毎号授業で扱っているところもあることは聞いてございます。中学校の例になります。

それから、この号を配布する場合にどのような説明が行われたかというあたりについては、個別には把握していないところでございます。

### 井下泰憲議員

この内容を、どうのこうのというよりも、当時もそうだったのですけれども、教科書はすごく厳しい選定があります。当然その中で、例えばこの阿波っ子タイムズに書かれている太平洋戦争という一文字をとっても、元々の大東亜戦争という文言がG H Qによって使

えなくなりましたという背景があつて、ようやく最近になって、大東亜戦争と太平洋戦争という文字が併記されたり、あるいは大東亜戦争というふうな置き換えをしてくれる教科書が出てきている中で、学校で教材として使うのであれば、教科書と同等の扱いを受けるぐらいの選定が必要だと思うのです。

当然、こういった外の配布物に関して、特に表現の自由だとか報道の自由がありますので、我々がいろいろ言う筋合いはないと思いますが、学校の配布物としての内容に関してはもっと精査されるべきだと考えますが、いかがですか。

#### 長谷義務教育課長

議員より、学校で配布されるものについては内容が精査されるべきではないかという御質問を頂戴しております。

令和3年2月に議員から御質問を頂いた際に、その後、校長会等で学校から配布するものについての取扱いについては依頼させていただいておりますが、引き続き、各小中学校を所管しております市町村教育委員会に対しまして、学校からの配布物については、校長の責任において内容を精査することや、必要に応じて児童生徒、保護者に説明を行うことに努めてまいりたいと考えております。

#### 井下泰憲議員

4年前と同じ答弁になるかと思いますが、やるのであればしっかりとやっていただきたいです。とはいっても、判断する基準というのが校長先生一人ではなかなか厳しいと思っておりますので、どういう仕組みでやるのかは分かりませんが、教科書同様、教材に使うのであれば、しっかりとこういった教育基本法第14条とかイデオロギー的な要素は教育現場に持ち込まないというところが第一だと思います。2回目の質問になりますので、しっかりとやっていただかないと。

先ほど言いましたけど、多分説明していないところのほうが多いと僕は勝手に思っておりますが、適当に配るのではなくて、しっかりと中身を精査していただきたいということを言いに来ましたので、委員外議員としての質問とさせていただきます。

#### 東条恭子委員長

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

教育委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、教育委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号

次に、請願の審査を行います。

お手元の請願文書表を御覧ください。

関連のある請願については、一括して審査いたしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それではまず、請願第4号、国へ「国の負担で学校給食費無償化の早期実現を求める意見書」の提出を求める請願及び請願第10号、ひとりひとりを大切に徳島でゆきとどいた教育を求める請願のうち、③小・中学校の給食費無償化を国に働き掛けることを審査いたします。

以上の2件について、一括して理事者の説明を求めます。

中川教育長

請願第4号及び請願第10号の③の学校給食費無償化について、現状を説明させていただきます。

学校給食の実施に当たっては、学校給食法第11条により、施設や設備に要する経費や従事する職員の人工費などは学校の設置者が負担し、食材費などに要する経費については保護者が負担することとなっております。

今年度、県内で年間を通じて小・中学校の給食を無償化しているのは、三好市、勝浦町、佐那河内村、神山町、美波町、板野町及び上板町の7自治体で、その他、15の自治体で一部補助等の支援が行われております。

県立学校におきましても、昨年度、6月定例会で予算を御承認いただき、1食当たり70円を上限とする補助制度を活用して食材費高騰分を支援しており、今年度においても、1食当たり102円を上限として補助をしているところでございます。

一方、給食費の無償化を行うためには、恒常に多額の経費が必要となることから財源の確保が大きな課題であり、現在、支援を行っている県内の自治体においては、自主財源のほか、国の臨時交付金が活用されております。

全国におきましても、子育て世帯の負担を軽減するために、臨時交付金を活用し、無償化を行う自治体が増加しております。

県といましても、本年5月には、学校給食費無償化に向けた恒久的な財政支援制度創設について、国への政策要望を行ったところであります。

こうした中、国において、去る8月8日に閣議了解された令和8年度予算の概算要求についての予算編成過程における検討事項の中で、給食無償化については、これまで積み重ねてきた各般の議論に基づき具体化を行い、予算編成過程において検討するとされております。

県教育委員会といましては、引き続き、今後の国における学校給食費無償化に向けた動きを十分注視するとともに、新たな政策要望を含め、本県としての対応を検討してまいります。

以上でございます。

東条恭子委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「採択」と言う者あり）

（「継続」と言う者あり）

それでは、御意見が分かれましたので、まず継続審査についてお諮りいたします。

以上の2件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で請願の審査を終わります。

#### 【請願審査結果】

継続審査とすべきもの（起立採決）

請願第4号、請願第10号③

これをもって教育委員会関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元の議事次第に記載の事件については閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、きょう決定いたしました。

これをもって、文教厚生委員会を閉会いたします。（14時04分）